7．その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

⑴　有形固定資産減価償却累計額　20,921,217千円

⑵　事業収益に計上した補助金等の内訳　（単位：千円）

| 補助金等の内訳 | | 交付者 | 貸借対照表への影響額 | |
|---|---|---|---|---|
| 運営費補助金 | 326,640 | 国 | 未収入金 | — |
| | 199,823 | 岐阜県 | | 1,318 |
| | 54,591 | 美濃加茂市 | | 143,543 |
| | 25,228 | 可児市 | | — |
| | 6,299 | 多治見市 | | — |
| | 42,151 | 児童育成協会 | | — |
| | 8,658 | その他 | | 2,136 |
| 政策的医療交付金 | 349,280 | 多治見市 | — | |

⑶　賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引　（単位：千円）

| 科　　目 | リース料総額 | 未経過リース料 |
|---|---|---|
| その他の器械備品 | 24,211 | 9,344 |
| 計 | 24,211 | 9,344 |

⑷　退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容

①　採用している退職給付制度の概要

当法人は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

②　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| 区　　分 | 令和８年３月31日現在（千円） |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,670,029 |
| 退職給付費用 | △94,384 |
| 退職給付の支払額 | △125,994 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,449,649 |

③　退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| 区　　分 | 令和８年３月31日現在（千円） |
|---|---|
| 退職給付債務 | 2,449,649 |
| 合計（退職給付引当金） | 2,449,649 |

④　退職給付費用及びその内訳項目の金額

| 区　　分 | 令和８年３月31日現在（千円） |
|---|---|
| 勤務費用 | 245,521 |
| 利息費用 | 39,783 |
| 過去勤務費用償却額 | — |
| 数理計算上の差異償却額 | △379,689 |
| 合計（退職給付費用） | △94,384 |

⑤　数理計算上の計算基礎に関する事項

| 区　　分 | 令和８年３月31日現在 |
|---|---|
| 割引率 | 3.20％ |

**出資一口の金額の減少公告**

当組合は、令和八年六月二十一日開催の通常総会において、出資一口の金額を五千円から千円に減少することを決議しました。

本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合事務所に備え置いてあります。

以上、消費生活協同組合法第四十九条第三項の規定により公告します。

令和八年七月三日

静岡県浜松市浜名区高畑一八番地

浜北医療生活協同組合

代表理事　開間　元

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を三千千五百六十万円減少して十三億二千八百四十五万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十三日

令和八年七月三日　五十貢（号外第九十五号）

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

共同会計事務所内

SCORE ドミトリー特定目的会社

取締役　高山　知也

**訂正公告**

令和八年六月二十五日（号外第一四〇号）掲載の決算公告（枠組）中、社名「菱進デイーシーカード株式会社」とある は「菱信デイーシーカード株式会社」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月三日

東京都千代田区外神田四一一四一一

菱信デイーシーカード株式会社

代表取締役社長　三浦　秀徳

**訂正公告**

令和八年六月十七日（号外第一三三号）掲載の第八期決算公告（枠組）中、「うち当期純利益」の金額「(4,162)」とあるは「(4,162,304)」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月三日

東京都港区赤坂一丁目八番一号

株式会社エスアールエル・インターナショナル

代表取締役　久保田　直善

**正　　誤**

令和七年六月三十日国税庁告示第十四号（登録免許税法第二十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件）の一部を次のように訂正する。

令和八年七月三日

国税庁長官　青木　孝徳

（原稿誤り）

四ページ下段終りから一七行目から一〇行目までは次のとおりの誤り。

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条の四第一項の規定に基づき、同法第二十四条の二第一項に規定する納付受託者（同法第二十七号）第二十三条の二第一項に規定する登録を受ける者が法別表第三十二号(七)に掲げる登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十三号）第二十三条の二第一号に規定するクレジットカードを使用する方法により当該登録に係る登録免許税を納付する場合（デジタル庁が提供する電子情報処理組織を使用する方法により行う納付受託者に対する通知に基づき納付する場合にあっては、当該納付受託者に限る。）における当該納付受託者に限る。）を次のとおり訂正する。

令和七年六月三十日国税庁告示第十四号（登録免許税法第二十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件）の一部を次のように訂正し、令和八年七月三日から適用する。